

太子町放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて

1) はじめに

学童保育園は、児童福祉法第6条の3第2項において「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」（放課後児童健全育成事業）として規定されており、近年の共働き家庭の増加に対して、小学生児童の放課後の居場所の一つとして、多くの家庭に利用されています。太子町の学童保育園は、平成6年度に町内全小学校区に開園しました。平成17年度には開園時間を1時間延長して午後7時とし、平成27年度には受入学年を6年生まで拡大しました。

さらに、平成26年には「太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を施行し、設備の基準、勤務する放課後児童支援員の配置基準及び要件に適合するよう、施設整備及び支援員の確保等に努めてきたところです。

今後は、さらなる質の確保に努めていきますが、将来の町の財政状況に左右されない安定した運営を図り、また近年開園運営されている民間学童保育園の保護者負担金との価格差の是正を行うため、平成6年度の開園当時から据え置きとなっている保護者負担金について再検討を行う必要があると考えられます。

2) 太子町の学童保育園の現状

(1) 概要

対象児童	児童の保護者が昼間労働、出産、病気、看護などにより児童の保育を行えず留守家庭児童となった町内小学校に就学している児童
開園期間	開園期間＝4月1日から翌年3月31日まで。 (土日、祝日、盆休み、年末年始等除く。ただし、第一、第三土曜日は開園する。) 開園時間＝授業のある日にあつては、授業終了時から午後7時まで、授業のない日にあつては、午前8時から午後7時まで。
保護者負担金	保育料 1人月額 8,000円 (1ヶ月休園の場合は全額減免) おやつ代 1人月額 1,200円 (8月は2,400円)
保育料の減免	要保護・準要保護世帯 10/10、母子家庭、第2子以降 1/2
実施場所	斑鳩小＝学校敷地内の専用建物 1箇所 2教室 石海小＝学校敷地外の専用建物 1箇所 2教室 太田小＝学校敷地外の専用建物 2箇所 4教室 (プレハブ3、自治会館1) 龍田小＝校舎内 1箇所 1教室

(2) 入園状況

年度別学童保育園入園申込状況

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
龍田学童	16	23	24	23	26
斑鳩学童	106	127	122	118	119
太田学童	157	159	201	242	199
石海学童	109	108	123	121	108
全学童計	388	417	470	504	452

※予算委員会審査資料より

※4 年度のみ 7 月 1 日以降の利用者は、5 月に募集を行うため含まない

(3) 待機状況

年度別学童保育園入園待機状況

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
龍田学童					
斑鳩学童		32			2
太田学童				35	
石海学童			9	14	
全学童計		32	9	49	2

※2 年度より斑鳩学童で、新たに升田邸を開園して対応する。

※4 年度より石海学童で、2 階空き部屋を改修して保育室として対応する。

※4 年度の入園受付において、7 月 1 日以降の利用者は全園 5 月に募集を行う。

(斑鳩 3、石海 9、太田 12、龍田 3 の 27 名)

(4) 運営費の状況

①国が示す運営費負担の考え方

国が示す運営費負担の考え方は、保護者負担が 1/2、公費負担が 1/2（国、都道府県、市町村がそれぞれ 1/3）となっています。

② 太子町の運営費の状況

太子町の運営費は、約 6 千万円弱で推移していましたが、令和 2 年度の民間学童事業所の廃業による受入れ児童の急増、それに伴う教室、支援員不足による民間事業所への一部業務委託や人材派遣会社からの派遣の開始、配慮を要する児童の増加によるシルバー人材センターからの派遣の増加、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行などから、令和 2 年度より急激に増額傾向にあります。

	支出額 (決算から抜粋)	保育料	差引	国県補助金 (2/3)	町負担額 (1/3)
30 年度	59,451,616	25,296,000 (42.5%)	34,155,616	22,770,411	11,385,205
元年度	58,910,296	26,536,000 (45.0%)	32,374,296	21,582,864	10,791,432
2 年度	73,977,638	26,278,690 (35.5%)	47,698,694	31,799,299	15,899,649
3 年度	89,238,087	28,759,350 (32.2%)	60,478,737	40,319,158	20,159,579
4 年度	95,610,881	25,920,000 (27.1%)	69,690,881	46,460,587	23,230,294

【算定条件】

- ①国庫補助金は翌年度精算となるため、当該年度の支出額に補助率を掛けて算定する。
- ②支出額において、民間学童事業所への補助金、コロナ関連の国庫補助プレハブ教室設置工事関連費等は除き、総務課が負担する社会保険料等は含める。
- ③国県補助金の基準額を超えていないため、町の持ち出しはない状況である。
- ④2 年度以降の保育料は、コロナ禍による還付が生じている。

3) 開設時間延長について

(1) 保護者アンケート結果

令和 3 年度に実施した保護者アンケートでは、対象者 365 名、回収者数 223 名、回収率 61.1% でした。利用時間について、18 時以降の利用者は 43 名、21.1% で、土曜学童の拡充を希望される方は 17 名、7.6% でした。(詳細は別添資料)

(2) 土曜学童の拡充に要する費用

現在、第一・第三土曜日に、太田学童保育園にて 8 時から 19 時まで 1 教室に集約して開園し

ています。1 教室に必要な人件費は、令和 4 年度報酬ベースの単純計算で、支援員 2 名×（月額 168,160 円/月 124H）×11 時間×2 日（第二・第四土曜日）×12 ヶ月÷716,000 円、補助員 1 名×@1,037×11 時間×2 日×12 ヶ月÷274,000 円となり、毎土曜日の開園となると約 990,000 円の増額となります。（国、県支出金が 660,000 円、町負担 330,000 円）

ただし、現状でも支援員及び支援補助員の確保が困難な状況から、さらに増員となれば対応は難しいと考えます。

4) 料金体系の見直しについて

(1) 今後の運営費の見直し

小学校児童数は減少傾向となっていますが、2 (2) のとおり、学童保育園入園者数は増加傾向にあります。令和 4 年度には太田学童保育園で東出公民館の賃借が終了することから、新たに太田幼稚園敷地内に新教室 2 部屋の建設費用が生じ、さらに将来的には石海学童の JA 兵庫西より賃借している建物の老朽化に伴い、新教室建設を検討しています。

また、支援員不足により令和 3 年度においては、高学年の一部の方に支援員が確保できるまで自宅待機をお願いする状況になり、支援員確保のため民間事業者への一部教室の民間委託から全教室の民間委託を検討いたしました。しかしながら、委託費用が高額で補助基準額を超えた町単独負担額が見込まれることから、全教室の民間委託については継続課題となっております。

そのため、支援員確保対策として令和 4 年度から報酬を増額しています。

今後も人材派遣会社やシルバー人材センターからの派遣も継続してまいります。それでも支援員の確保が困難な状況となれば、さらに運営費の増加が見込まれます。

(2) 見直し内容

平成 6 年度の開園より、保護者負担金は月額 8,000 円で年間同一の単価としていましたが、受益者負担の原則を踏まえ、利用状況等に応じた見直しを行うことが妥当であると考えます。

近隣西播磨市町と比較しますと、姫路市、たつの市に次いで保護者負担金は高額ですが、町内民間学童保育園の月額 10,000 円、12,000 円と比較すると低額となっています。また、減免内容や保育時間については他市町に劣る内容ではないと考えます。

一方、学童保育園事業に係る運営費及び入園希望者数については増加傾向にあります。

施設のにも支援員数的にも最大限の受け入れを行っていることによって、在籍児童数は頭打ちとなり保護者負担金の増額は見込めない状況で、さらにコロナ禍の影響により還付が生じて町の負担も増加傾向にあります。

以上のことから、保護者負担金の増額改定が必要との結論に至りました。

保護者負担金の見直し

令和3年度の児童数をもって保護者負担金を見直した場合の年間見込額は、以下のとおりです。

なお、令和3年度はコロナの影響で日割り還付を行っているので、年間見込額は通常の金額での比較
です。

(単位 人)

月額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
8,000円	308	291	284	296	294	271	267	262	269	267	248	255	3312
4,000円	78	70	65	77	75	67	54	53	58	55	51	51	754
2,000円	2	1	1	2	2	2	1	1	2	2	1	2	19

注) 準要保護世帯は全額減免、母子世帯は1/2、2人目以降の児童は1/2となる。

区分	通常月額	夏休み月額	年間見込額	上昇率	増額見込
現行の保護者負担金	8,000	8,000	29,550,000		
(案) 通常月と夏休み(7月及び8月)も値上げし、夏休みを高額とする。	9,000	10,000	33,910,750	14.8%	4,360,750

太子町学童保育園に関する保護者アンケート調査結果

項目	区分	斑鳩	石海	太田	龍田	合計	割合
問1 通われている学童保育園はどちらですか。 問2 学童保育園を利用されているお子さんの学年を教えてください。	1年生	11	23	32	5	66	32.4%
	2年生	14	12	30	5	56	27.5%
	3年生	12	9	20	4	41	20.1%
	4年生	12	5	17	4	34	16.7%
	5年生	2	1	3		6	2.9%
	6年生	1			1	1	0.5%
	合計	52	50	102	19	204	
問3 保護者がお迎えに来られる時間帯を教えてください。	1 ~16時	1	3	9	2	13	6.4%
	2 16時~17時	16	9	35	6	60	29.4%
	3 17時~18時	29	29	35	11	93	45.6%
	4 18時~19時	6	9	22		37	18.1%
	空白(無回答)			1		1	0.5%
	合計	52	50	102	19	204	
問4 学童保育園の年間利用状況を教えてください。	1 4月~3月	47	43	88	17	178	87.3%
	2 長期休業	3	4	6	1	13	6.4%
	3 夏休み		3	6	1	9	4.4%
	4 その他	2		1		3	1.5%
	空白(無回答)			1		1	0.5%
	合計	52	50	102	19	204	
問5 学童保育園の1週間の利用状況を教えてください。 (月曜日~金曜日)	1 月~金	34	36	56	12	126	61.8%
	2 週3日~4日	13	13	37	6	63	30.9%
	3 週1日~2日	3	1	7	1	11	5.4%
	4 その他			1		1	0.5%
	空白(無回答)	2		1		3	1.5%
	合計	52	50	102	19	204	
問6 学童保育園を何時まで利用されているか教えてください。	1 ~16時	3	2	12	2	17	8.3%
	2 16時~17時	11	10	31	5	52	25.5%
	3 17時~18時	30	28	31	12	89	43.6%
	4 18時~19時	6	10	27		43	21.1%
	空白(無回答)	2		1		3	1.5%
	合計	52	50	102	19	204	
問7 18時以降の預かりを延長料金とした場合について教えてください。	1 利用しない	15	21	36	7	72	35.3%
	2 利用する	23	8	23	4	54	26.5%
	3 わからない	11	18	37	7	66	32.4%
	4 その他	2	3	5	1	10	4.9%
	空白(無回答)	1		1		2	1.0%
	合計	52	50	102	19	204	
問8 夏休みの保育料を値上げした場合について教えてください。	1 利用しない	2	5	13	3	20	9.8%
	2 利用する	32	11	33	5	76	37.3%
	3 わからない	14	20	43	11	77	37.7%
	4 その他	4	14	12		30	14.7%
	空白(無回答)			1		1	0.5%
	合計	52	50	102	19	204	
問9 学童保育園における高学年(5、6年生)の預かりについて教えてください。	1 必要ない	7	4	21	2	32	15.7%
	2 必要	23	13	21	4	57	27.9%
	3 夏休み	9	15	34	5	58	28.4%
	4 その他	6	12	13	6	31	15.2%
	空白(無回答)	7	6	13	2	26	12.7%
	合計	52	50	102	19	204	
問10 学童終了後の預かりサービスについて教えてください。	1 利用していない	36	40	81	16	157	77.0%
	2 祖父母	11	6	12	3	29	14.2%
	3 ファミサポ					0	0.0%
	4 その他	1	1			2	1.0%
	空白(無回答)	4	3	9		16	7.8%
	合計	52	50	102	19	204	

令和4年度の各市町の状況

項目	太子町	たつの市	相生市	赤穂市	糸栗市	上郡町	佐用町	姫路市
設置箇所数(校区)	4	16	7	9	11	3	4	67
定員(公設)	480	925	335	520	420	200	232	6,175
4年5月1日児童数(公設)	448	773	319	324	335	151	176	4,205
授業のある日の開設時間	授業終了～19時	授業終了～19時	授業終了～18時30分	授業終了～18時	授業終了～18時	授業終了～18時	授業終了～18時	授業終了～19時
授業のない日の開設時間	8時～19時	8時～19時	8時～18時30分	8時～18時	8時～18時	8時15分～18時	8時～18時	7時～19時
土曜日の開設状況	クラブに集約、第13土曜のみ	4クラブに集約	毎土曜	1クラブに集約		不定期に開設	開設なし	開設あり
通常保育料(月額)	8,000円	8,000円	6,000円 (保険代含む)	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	8,000円 午後6時を超える保育については、日割り計算した(月額)保育料を25で除し、学童保育施設(開所)日数を乗じて得た額とする。この場合において、保育料に10円未満の端数を切り捨てた額とする)保育料に、1時間当たり1,000円を加えた額とする。
長期休暇保育料(月額)	8,000円	10,000円	6,000円	13,000円	7月 7,000円 8月 8,000円	7月 8,000円 8月 12,000円	8月 20,000円	18時まで 10,000円 19時まで 11,000円
主な減免項目	母子・2人目以降(1/2)要保護 準要保護(10/10)	準要保護・2人目以降(1/2)要保護(10/10)	①市民税非課税世帯(10/10) ②市民税均等割のみ(1/2)	準要保護(1/2)要保護(10/10)	準要保護(1/2)	準要保護(1/2)	準要保護、2人目以降(10/10)	①準要保護(10/10) ②8月のみ2人目以降(1/2)
通常おやつ代(月額)	1,200円	1,000円(欠席日数分を日割りで返金)	1,500円	個人負担	1,200円	1,500円	1,000円	1,000円
長期休暇おやつ代(月額)	2,400円	1,000円	2,000円	個人負担	1,200円	1,500円	1,000円	1,000円
休会及び欠席が全月に及ぶときの保育料	①休会は徴収しない ②コロナ禍による欠席以外は徴収する	休会及び欠席が全月に及ぶときは徴収しない	休会及び欠席が全月に及ぶときは徴収しない	休会及び欠席が全月に及ぶときは徴収しない	休会でも徴収する。	休会が全月に及ぶときは徴収しない	①災害の発生、感染症の流行等やむを得ない事由により、学童保育を閉所した場合において、閉所の期間が1月以上及ぶときは、その月の保育料及び閉会の費用は無料とし、閉所の期間が月の途中から又は途中までのときは、月額保育料を25で除し、学童保育施設(開所)日数を乗じて得た額とする。この場合において、保育料に10円未満の端数を切り捨てた額とする(日割り計算)	半月、全月の単位で休会する場合も徴収しない。休所届を提出せず欠席は徴収。休会でできる期間は1ヶ月以内
放課後子供教室との連携 常川(一休型・連携型)	未実施 現在教育委員会と協議中	未実施	7校区で放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子ども教室の児童が一緒に遊べるような環境づくりをしている。	3校区で連携型で実施	未実施	3校区で連携型で実施	未実施	未実施
配慮の必要な児童の取り扱い	市の審議基準に基づき基準に達していれば原則受け入れ、個別に面接・協議し、受け入れ困難であると判断した場合は、待機とすることもある。	原則受け入れ、児童の程度により、職員・支援員が保護者・児童と面談を行い、受け入れ可能かどうかを判断し、可能な範囲で受け入れる。	原則受け入れ、個々のケースにより、職員・支援員との面接により受け入れ可能かを判断し、可能な範囲で受け入れる。	特に無し	入所にあたり特別支援児童保育検討委員会を設置し、個別で判定し、受け入れ可能かどうかを判定する。	個々のケースにより、保護者や学校職員、学童保育支援員との面接・協議等により受け入れ可能かどうかを判断し、可能な範囲で受け入れることとしている。	原則受入基準、個々のケースにより、保護者や学校職員、学童保育支援員により受け入れ可能かどうかを判断し、可能な範囲で受け入れることとしている。	入所にあたっては、保護者の就労時間は考慮せず、低学年・障害のある児童等を優先している。